

「札幌市本庁舎構内電話機及び付帯設備3」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容	回答日	備考
1	令和5年1月10日	<p>(1)契約保証金は過去の契約実績等により免除可能か。 (2)仕様書6項の保守対応について、別途単価契約は発注者と売主またはメーカー等で直接契約することは可能か。不可の場合、受注者は売主またはメーカー等に再委託することは可能か。 (3)本契約が終了となった場合、撤去、返却等にかかわる費用は発注者負担か。 (4)歳出予算の削除または減額によって賃貸借契約を解除した事例はあるか。</p>	<p>(1)入札告示及び入札説明書のとおり、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがあります。 (2)別途単価契約は発注者と売主またはメーカー等で直接契約が可能です。 (3)契約満了後における機器の撤去は、本業務には含まれておりません。次期リース契約者が既設機器を受注者へ返却いたします。 (4)予算の削除または減額によって賃貸借契約を解除した事例はありません。</p>	令和5年1月13日	